(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年6月28日

愛知県知事殿

提出者

住所 名古屋市瑞穂区須田町2番56号 氏名 日本碍子株式会社 代表取締役 小林茂

代理人 住 所 小牧市大字二重堀字田神1155 氏 名 日本碍子株式会社小牧事業所 小牧事業所長 市岡 立美 電話番号 0568 - 72 - 3576

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業場の名称	日本碍子株式会社 小牧事業所
事	業場の所在地	愛知県小牧市大字二重掘字田神1155
計	画 期 間	令和4年4月1日~令和5年3月31日
当意	 変事業場において現に行	っている事業に関する事項
	①事業の種類	21. 窯業・土石製品製造業
	②事業の規模	令和3年度 製造品出荷額 5,872百万円
	③従 業 員 数	743人

- (1)セパト系汚泥―再生処理業者に委託して、セパト原料として再資源化。 (2)その他汚泥―再生処理業者に委託して、路盤材原料として再資源化。 (3)がラス陶磁器くず―再生処理業者に委託して、路盤材原料として再資源化。
 - (4)廃プラスチッケー再生処理業者に委託して、熱回収とRPF燃料として再資源化。
 - (5) 廃アルカリ/廃酸-再生処理業者に委託して、中和処理。
 - ④産業廃棄物の一連 (6)廃油一再生処理業者に委託して、畑和処理。 (6)廃油一再生処理業者に委託して、燃料として、再資源化。
 - (7)金属くずー再生処理業者に委託して、金属として、再資源化。
 - (8)木くず一再生処理業者に委託して、チップとして再資源化。

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

の処理の工程

産業廃棄物統括者 (環境管理責任者兼務)

産業廃棄物及び特別産業廃棄物処理管理責任者

- 産業廃棄物保管管理者
- 産業廃棄物排出責任者

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度(令和3年月	ぎ)実績	·]									
	産業廃棄物 の種類	汚泥 (セメント系)	汚泥 (その 他)	が ラス 陶磁器 屑	廃 プラスチッ ク	廃 アルカリ	廃酸	廃油	金属屑	木屑	水 使 用 製品		
① 現状	排出量 103t 970t 196t 150 t 127t 16t 56t										0.2 t		
	(これまでに実施した取組) (1)汚泥(セメント系):脱水機の更新により、含水率を下げた。 (2)廃プラスチック:原料のフレコンを再使用により、発生量減。 (3)廃砂の再利用による、発生量減。												
	【目標】												
②計画	産業廃棄物 の種類	汚泥 (セメント系)	汚泥 (その 他)	が ラス 陶磁器 屑	廃 プラスチッ	廃 アルカリ	廃酸	廃油	金 属 屑	木屑	水 銀 使 用 製品		

		排出量	200t	1100t	200t	150 t	300t	20 t	60t	100t	60 t	1 t	
		(今後実施する予定の取組) (1)廃プラの代替え材質変更による、発生量減。											
産業	業廃棄物の分別に関する事項												
	①現状	(分別して ・汚泥、ガ いる。 ・各部門の ・廃プラスチック ・埋立汚泥	ラス陶磁器屑 廃棄物の うと金属の	資源化廃 賃任者に 复合材を	プラスチック、デ 対して、 専用に分	熱回収廃7 分別教 か別を実施	。 うスチック、廃 育を実放 も。	油、金属屑、	木屑はる	それぞれ	分別し、化	呆管して	
	②計画	(今後分別・継続して							且)				

(第3面)

	(第3面)														
自	う行う産業層	産棄物の再生利用に	関する	事項											
		【前年度(令和3年	年度)	実績】											
		産業廃棄物の種類	汚泥 (セメント 系)	汚泥 (その 他)	ガラス 陶磁器 屑	廃 プラスチック	廃 アルカリ	廃酸	廃油	金属屑	木屑	水銀 使用 製品			
	① 現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0 t	0t	0 t	0t	0t	0 t	0 t			
		(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。													
		【目標】													
		産業廃棄物の種類	汚泥 (セメント 系)	汚泥 (そ の 他)	が ラス 陶 磁 器 屑	廃 プラズチック	廃 アルカリ	廃酸	廃油	金属屑	木屑	水銀 使用 製品			
	②計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0 t	0t	0 t	0t	0t	0 t	0 t			
		(今後実施する予定の取組) ・特になし。													
自	う行う産業界	産棄物の中間処理に	関する	事項											
	【前年度(令和3年度)実績】														
	① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥 (セル)ト 系)	汚泥 (その 他)	がうス 陶磁器 屑	廃 プラスチック	廃 アルカリ	廃酸	廃油	金属屑	木屑	水銀 使用 製品			
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0 t	0t	0 t	0t	0 t	0 t	0 t			

	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0 t	0t	0 t	0t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施 ・特に実施してい		(組)								
	【目標】										
	産業廃棄物の種類	汚泥 (セメント 系)	汚泥 (そ の 他)	がうス 陶磁器 屑	廃 プラスチック	廃 アルカリ	廃酸	廃油	金属屑	木屑	水銀 使用製品
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0 t	0t	0 t	0t	0 t	0 t	0 t
②計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0 t	0t	0 t	0t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予)・特になし。	定の取	(組)								

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度(令和3年	度)実統	責】												
	産業廃棄物の種類	汚泥 (セメント 系)	汚泥 (その 他)	が ラス 陶 磁 器 屑	廃 プラスチ ック	廃 アルカリ	廃酸	廃油	金 属 屑	木屑	水銀使用製品				
① 現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 0t									0 t	0 t				
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。														
	【目標】														
		汚泥 (セメント	汚泥 (その	がラス陶磁器	廃 プラスチ	廃	廃	廃	金 属	木	水銀付				
	産業廃棄物の種類	系)	他)	屑	ック	アルカリ	酸	油	屑	屑	用製品				
②計画	産業廃棄物の種類 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量					アルカリ Ot	酸 0 t	油 Ot	屑 0 t	屑 0 t	用製品 0 t				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状

【前年度(令和3年度)実績】

産業廃棄物の種類	汚泥 (セメント 系)	汚泥 (その 他)	が ラス 陶磁器 屑	廃 プラスチ ック	廃 アルカリ	廃酸	廃油	金属屑	木屑	水銀使用製品
全処理委託量	103 t	970t	196 t	150t	127 t	16t	56 t	100t	61t	0.2 t
優良認定処理業者への 処理委託量	15 t	729t	1 t	150t	127 t	16t	56 t	100t	61t	0.2 t
再生利用業者への 処理 委託 量	103t	970t	196 t	48 t	127 t	16t	56 t	100t	61t	0.2 t
認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	62t	0 t	0t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	40 t	0 t	0t	0 t	0 t	0 t	0 t

(これまでに実施した取組)

特に実施していない。

(第5面)

	[目標】										
	産	ご業廃棄物の種類	汚泥 (セメント 系)	汚泥 (その 他)	ガラス 陶 磁 器屑	廃 プラスチック	廃 アルカリ	廃酸	廃油	金属屑	木屑	水銀使用製品
	全	之処理委託量	200 t	1, 100t	200t	150t	300 t	20 t	60t	100t	60 t	1 t
②計画		優良認定処理業者への 処理委託量	10 t	800t	0 t	150 t	300 t	20 t	60t	100t	60 t	1 t
		再生利用業者への 処理委託量	200 t	1, 100t	200t	40 t	300 t	20 t	60t	100t	60 t	1 t
		認定熱回収業者への 処理 委託 量	0 t	0 t	0 t	60 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

		素	認定熱回り 熱回収を行 処理	行う業	者への) (0 t	0 t	0 t	50 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
			、後実施 産増に						用する	こと試行	テしてい	·<.				
₩ .≣	事務															
	里欄															

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成 工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規 模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
 - 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
 - 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託 量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱 回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者) である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理 業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
 - 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
 - 7 ※欄は記入しないこと。